

52. 01

動き商標の願書への記載について

動き商標の願書への記載については、以下のとおりとする。

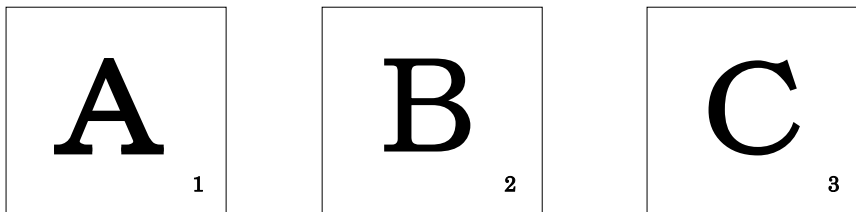
1. 願書に記載した商標について

動き商標における願書に記載した商標は、時間の経過に伴う標章の変化の状態が特定されるように表示された一又は二以上の図又は写真であり、動き商標を構成するすべての標章及びすべての変化の態様を記載する必要があるものとする。

ただし、変化の過程におけるすべての瞬間をとらえて記載をする必要はなく、変化の態様の種類（色彩の変化、大きさの変化、見える角度の変化、位置の変化等）及び変化の過程における標章が確認できる記載をすれば足りるものとする。

(例1) 標章が別の標章に瞬間的に変化する場合

【商標登録を受けようとする商標】



【動き商標】

【商標の詳細な説明】

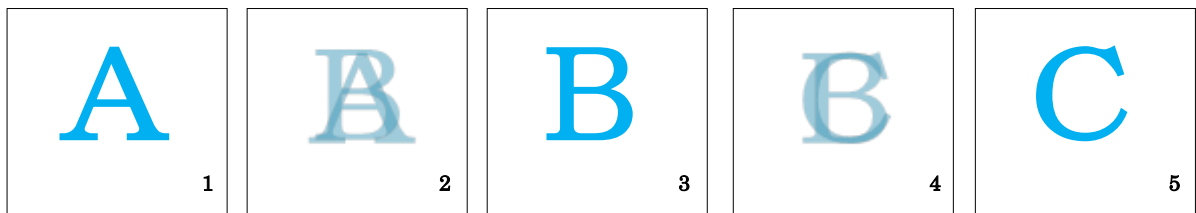
商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、動き商標である。商標は、1 から 3 の順に変化していき、最初に「A」の文字が現れ、約 5 秒後にそれが「B」の文字に変化し、さらに約 5 秒後に「C」の文字に変化する。

商標は、全体として約 15 秒間である。

なお、各図の右下隅に表示されている番号は、図の順番を表したものであり、商標を構成する要素ではない。

(例2) 標章が別の標章に連続的に変化する場合

【商標登録を受けようとする商標】



【動き商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、動き商標である。

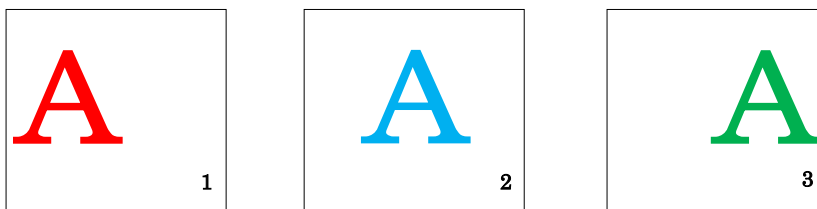
商標は、1 から 5 の順に変化していき、最初に「A」の文字が現れ、約 5 秒かけて徐々に「A」の文字が消えていくと共に「B」の文字が現れ、さらに約 5 秒かけて徐々に「B」の文字が消え「C」の文字が現れる。

商標は、全体として約 15 秒間である。

なお、各図の右下隅に表示されている番号は、図の順番を表したものであり、商標を構成する要素ではない。

(例3) 標章が移動しながら瞬間的に色彩が変化する場合

【商標登録を受けようとする商標】



【動き商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、動き商標である。

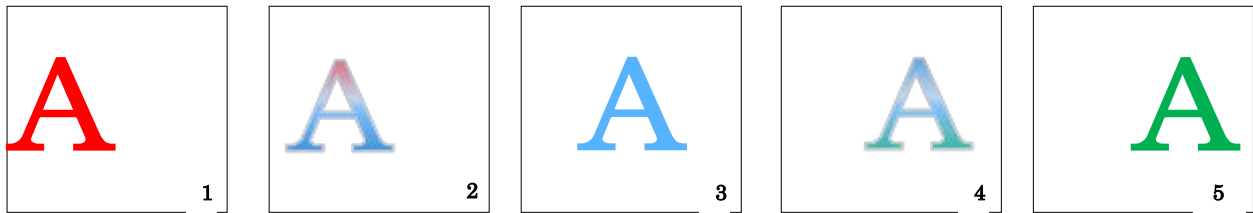
商標は、1 から 3 の順に変化していき、最初に赤色の「A」の文字が現れ、右方向へ移動していくと共に、5 秒おきに当該文字の色が青色、緑色へと変化する。

商標は、全体として約 15 秒間である。

なお、各図の右下隅に表示されている番号は、図の順番を表したものであり、商標を構成する要素ではない。

(例4) 標章が移動しながら連続的に色彩が変化する場合

【商標登録を受けようとする商標】



【動き商標】

商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、動き商標である。商標は、1から5の順に変化していき、最初に赤色の「A」の文字が現れ、右方向へ移動していくと共に、当該文字の下部から上部に向かって徐々に色が変わっていき、約5秒かけて最初は青色、さらに約5秒かけて緑色に変化する。

商標は、全体として約15秒間である。

なお、各図の右下隅に表示されている番号は、図の順番を表したものであり、商標を構成する要素ではない。

2. 商標の詳細な説明の記載について

(1) 商標の詳細な説明における所要時間の記載について

動き商標は標章が時間の経過に伴って変化する商標であるため、変化に要する時間(所要時間)についての記載が必須となる。しかしながら、願書に記載した商標には所要時間について記載することができないため、商標の詳細な説明に記載する必要がある。

この商標の詳細な説明における所要時間の記載については、例えば、以下のとおりとする。

(イ) 動き商標を特定するものと認められる所要時間の記載の例

- ①全体として10秒間である。
- ②全体として約10秒間である。

(ロ) 動き商標を特定するものと認められない所要時間の記載の例

- ①全体として10秒間から15秒間である。
- ②全体として10秒間又は15秒間である。

[説明]

動き商標は、標章が変化する時間(所要時間)によって、需要者の受ける印象が変わり得るが、例えば、コンマ何秒の違いによって印象が変わることは少ないと考えられる。したがって、「約10秒間」のような記載は、動き商標を特定するための具体的かつ明確な記載であると認めることとする。

しかしながら、例えば、「10秒間から15秒間」のような幅をもたせた記載は、需要者の印象も変わることが考えられるため、動き商標を特定するための具体的かつ明確な記載であると認めないこととする。

(2) 色彩のみが変化する動き商標における商標の詳細な説明の記載について

動き商標は標章が時間の経過に伴って変化する商標であり、標章が色彩のみからなる場合も含まれる。こうした色彩のみから構成される動き商標における商標の詳細な説明は、その色彩について、色彩のみからなる商標において求められるのと同程度（色彩名、三原色（RGB）の配合率、色見本帳の番号、色彩の組合せ方（色彩を組み合わせた場合の各色の配置や割合等）等の具体的かつ明確な記載が必要であるものとする。

(注) 以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

- [「第3条第1項柱書き」の審査基準](#)
- [「第5条（商標登録出願）」の審査基準](#)